平成30年度 第1回大阪府立学校結核対策審議会

日　　時： 平成30年7月2日(月)14：00～15：30

場　　所： 府新別館北館1階　会議室兼防災活動スペース3

出席状況：木村会長、高鳥毛委員、松本泰仁委員、森口委員、亀田委員、西山委員、松本健二委員、

出席状況：宮崎委員（8名）

出席状況：事務局…大阪府教育庁教育振興室保健体育課　田中課長・根木田総括補佐・大更

**１　開　　会**

**２　挨　　拶**　　大阪府教育庁教育振興室保健体育課長

**３　協議事項**　　平成30年度「大阪府立学校結核対審議会」会長の選出について

・審議会規則第四条第１項に基づき、会長を選出

・審議会規則第四条第３項に基づき、会長から職務代理を指名

**４　報告事項**

（１）平成30年度 府立学校 精密検査要検討者および精密検査受検者一覧について（支援学校 小・中学部及び中学校）

|  |
| --- |
| ・府立支援学校小学部の児童、中学部及び府立中学校の生徒に対し問診調査及び学校医による診察を実施した結果、結核対策審議会要検討者は１名。・要検討者である、Ａ校1年生の児童1名については、結核検診問診票の問４の結核高まん延国居住歴に該当しており、直接撮影による精密検査を実施する予定。 |

【意見・質問等】

A：精密検査要検討者とあるが、この審議会において検討をおこなうのか。

事：おこなわない。高まん延国居住歴該当者であるため、精密検査を実施することをこの場で報告をさせていただいた。

B：精密検査を実施するにあたり、実施しなければならない期間は決まっているか。

事：定期健康診断の実施については、6月30日までに実施することと定められている。スケジュール上の課題があり実施できていない状況であるが、日程調整を行い速やかに実施する予定である。

B：日にちが伸びれば伸びるほど、問題が生じる場合がある。速やかな実施が必要である。

（２）平成３０年度 府内公立学校での結核発生の現状について

|  |
| --- |
| 今年度の府内公立学校における結核発生状況（1名）について説明 |

【意見・質問等】

C：結論として、感染源は解らないという事か。家族についてはどうか。

事：発症者が卒業生という事もあり、感染源及び家族の接触者健診の状況についても情報を得られていない。

D：55名（の卒業生）が対象となったという事だが、最終接触はいつであるか。

事： 最終接触は3月1日である。

D： 今現在、接触者健診は終わっていないという事でよいか。

事： 現在実施を進めているところであると聞いている。

D： 接触者健診を実施する時期は、最終接触から２～3か月後ぐらいといわれている。時期的に実施が遅いと思う。早急に実施する必要がある。実施が遅れればリスクが生じる。どの程度感染者がいるか解らないが、（実施が遅れると）発病者が出てくる場合もある。実施が遅れている理由があるのか。

事：保健所においても、最終接触から3か月をめどに接触者検診を行う予定であると聞いている。

C： 本患者の進路先として、社会に出ているのか、学校に所属しているのか。これから先の対応については保健所が対応していくのか。

事： 本患者については保健所にて対応いただいている。卒業後の進路や、現在、就業制限や学校休業の措置が取られているかどうかについても把握できていない。

E： 本審議会において関係してくることとして、学校における対応であると思う。そのため、この発症された患者が「いつからどのような症状があったのか」ということは、把握しておくべきかと考える。

　　個人受診されて発見されたということだが、個人受診にいたる症状というのが、3月１日以前にあったのかどうかで、ずいぶん意味合いが違ってくる。症状があるということであれば、その時点で感染のリスクは高いと考えられる。そのあたりを、保健所ではすでに把握をされて対応されていると思うが、ただ、進学しているのか就職しているのか、その部分については教育庁としても把握をしておくべきと考える。

D： 保健所は、この患者がいつ結核と診断されたかといった情報も提供されていないという事か？

事： 情報提供を依頼したが回答は得ていない。

D： おそらく5月になってから結核と診断されたと考えられる。

発症者に接触した者が結核に感染した可能性のある期間を決める決め方がある。その期間をはっきりと決められない場合は診断の前の3か月間とされる。ということは5月であれば、４、３、２（月）であるため、1月はその期間に入ってこない。しかし、この方は1月からの接触者を対象者としているというので、1月から症状があったということではないかと考える。

接触者健診が進んでいない点が気がかりである。接触者健診はスピーディーに、適切な時期に実施しないと、様々な問題が生じる。大阪市においても過去に多くの発病者が出たことがあるが、その際は健診の時期が遅かったという事が1つの原因であった。やはり決められた適切な時期に健診が実施されることが重要。スピーディーに実施していただくよう依頼することが必要である。

事：いつから症状がでていたかという学校からの聞き取りと、保健所に対してスピーディーに実施していただけるよう確認をおこなう。

D： 今の時期にはすべて済んでいなければならない時期である。

事：接触者健診の進捗状況について確認を行う。

D： 接触者健診の実施方法としては、感染リスクの高い者から順に実施していく。今回のケースは卒業して時間がたってからの接触者健診の実施である。結核というのは、診断される頃が一番感染性が高いと考えられる。このケースは少し間があいている。学校内で感染させている可能性が高くなかったということも考えられるが、もし、接触者健診対象者55名から感染者が多く出た場合には、対象者の範囲を広げるということも考えられる。早く動かないとリスクが高まり、健診の実施自体が難しくなったり、感染拡大をおさえることも難しい状況となりえる。一般的に決められた適切な時期に健診を実施してもらうべきであると考える。

事：あらためて、把握するべき情報を確認し、ご意見が出ている危惧される点について、接触者健診の実施状況等の確認も含め保健所に確認を取る。

A： 進路先は学校が把握していると思うので、学校に確認をとるとよい。

接触者健診の実施については、（資料には）「対象者が個々に保健所に連絡して健診の予約を取る」と記載されている。対象者が遠方に出ていれば、D委員が危惧されているように、さらに健診の実施が遅くなるのではないか。健診がスムーズに動いていない状況のように感じる。この年齢で排菌としているとすれば排菌量が少なくないのではと考える。

保健所が学校に対して依頼した接触者健診対象者を決めるためのリストの項目に「ＩＧＲＡ検査の実施の有無」や「基礎疾患」などがあり、保健所が確認すべきことと学校がすべきことが混在しているようで、どちらに主体があるのか不明確に感じる。その点も教育庁が、学校が困らないように保健所との間に入ることが大切であると考える。

B： 接触者健診の拘束力はどれくらいあるものか。

D： 法律で定められた健診である。「勧告」をかけておこなうものであり、必ず受けなければならない健診である。ただ、本人が拒否した場合、力ずくで受けさせられるものでもない。

今回のようなケースは決して稀ではない。患者やその接触者が卒業してしまうという場合もあり、この場合接触者の情報を拾い集めるためには学校の協力がとても重要となる。保健所だけでは対応は難しい。

今回の健診対象者より、感染者が多く見つかれば、在校生が対象となることもありえる。

（接触者健診の）時期を確認した際に、「遅くはないか」と指摘することもしていただきたい。できるだけ早く健診を終えるべきと考える。他府県に移動していれば更に時間がかかる。

A： 対象者が他府県市に移動していた場合、他府県市の保健所に健診の実施等を引き継ぐこととなるが、もしかして、そのために健診結果の集約に時間がかかっているのかもしれない。

そういった健診結果というのは教えてもらえるものか。55名が今現在どこに居住しており、どこの保健所で検診を実施したかなど確認するとよいのでは。

D： 保健所も学校が必要な情報は提供するであろうが、55名の現在の居住地や、別の保健所で受けた場合どこの保健所で検診を受けたかといった詳細は学校側には知らせないであろう。

健診の対象を在校生に広げる場合、その協力を得るため、学校側にも納得してもらえるよう健診の結果については情報提供を行う。対象者の内、何名検診を受け、受検者の内、何名陽性者が出たかといった情報は、今後どのように検診を進めていくか、学校と協議を行うために必要な情報であるが、その他の詳細は個人情報保護の観点から情報提供はされない。

C： 仮に進学や就職をしていれば、その際に定期健康診断が行われるであろうが、そこで発見されず、5月の段階で本人の症状の気づきから個人受診をした結果発見されたということか。例えば専門学校等では結核検診が実施されていないこともあるのか。

D： 専門学校でも実施しているところもあればしていないところもあるだろう。受けていたとしても定期健診時には異状がなかったのかもしれない。しかし、定期健康診断で胸の写真を撮っているのであれば、保健所は必ず取り寄せて評価を行う。このケースの場合4月に結核検診を受けて異常が見つけられなかったということは比較的考えられる。

A： 専門学校であれば、法で定められていないため定期健診自体が実施されていないこともあるだろう。

事：委員からご指摘のあった個所について、学校及び保健所に確認を取りたいと思う。

（３）平成２９年度 府内公立学校における結核検診の実施状況について　（小・中学生）平成３０年度 府内

|  |
| --- |
| ○調査の趣旨と対象について○小学生について○中学生について○精密検査、受検者の割合○精検対象における結核高まん延国居住歴該当者の居住国の内訳について説明 |

【意見・質問等】

A： 結核高まん延国居住歴該当者の中で外国籍がどれほどいるかなどはわかるか。

事：外国籍かを問う調査方法を行っていないためわからない。

A： 外国籍の方々も増えてきているため、難しいかもしれないが、今後調査を検討していただきたい。

D： 高まん延国の居住歴があり精密検査の対象となり受検した場合、次年度は精密検査を受けなくてもよいという考え方で問題ないか。

事： その通りである。

C： 一回だけ受検するということであるが、そのタイミングはいつになるのか。

事： 入学時又は転入時の1回である。

C： その点についてご家族のご理解は得られているのか。結核問診票に過去3年間という記載があるため、既に精密検査を受けられていても、例年、問診票に記載されるご家庭もある。毎年夏休みに帰省されるといったケースもあり、問診票に記載されるご家庭の思いもわかる。もう少し、精密検査の受検が入学時又は転入時の1回でいいことがわかるような問診票であればよいと感じる。

事：健康診断説明会などの機会を通じて、あらためて健診に関わる教職員へその点を周知いたしたい。

D： 大阪市も外国籍の結核患者が増えているということで、日本語学校健診というものを実施している。受検者の年齢は平均20歳ちょっとくらいで、毎年４～5千人が受検し、発見率は０.3～０.４％で、およそ１０～２０人ぐらいの結核り患者が発見されている。日本へ入国する前にいた国については、中国とか、最近ではベトナムが増えてきている。健診が1回だけでいいのかについては課題であり、この健診の1回目では発見されなかったが2回目の健診で発見されたケースも3人だけだがあった。結核というのは、「感染してからいつ頃発病する確率が高いか」といったデータはあるが、いつ発病するかはわからないものでもあり、感染から発病するまでの期間にはばらつきが出るものでもある。しっかりと問診は取っていただきたいとは思う。

（４）平成２９年度 府内公立学校での結核発生の状況について

|  |
| --- |
| 昨年度の府内公立学校における結核発生状況（５名）について説明 |

【意見・質問等】

E： 保健調査票に「胸痛あり」と記載されていたにもかかわらず健診時に校医に伝えていなかったという点が非常に気になる。実際に校医に伝えていても発見には繋がらなかったかもしれないが、記載されているのに伝えないというのは、大きな問題点である。

事： 非常にゆゆしき問題であると捉えております。

C： E委員のご指摘はしっかりと受け止めないと、なんのための調査票であるのかということとなる。「痛み」を伴うことについては、校医はかなり慎重に捉えるであろう。4月に結核に関わる問診調査や保健調査をおこなってから実際に内科検診をおこなうのが6月とかになる場合もある。その場合、検診時にその症状がもう消失しているという場合もあるが、4月に記載された保健調査票に「胸痛あり」とあり、もし、内科健診の時点でも症状が続いていれば、「胸痛」が2か月も続くというのは疾病が隠れているのではと普通はなると思う。このような2か月のブランクというのは現場で内科検診をおこなう校医にとってはかなり大きいものである。抽出すべき記載内容は必ず伝えられるようにすることが重要である。

（５）その他

|  |
| --- |
| 〇「学校における結核患者発生時の対応【流れ図】及び【別紙】等」○ 平成30年3月現在の結核高まん延国について説明 |

【意見・質問等】

E： 平成24年4月に示された結核高まん延国と今回示された平成30年3月現在の結核高まん延国について、具体的にどのような国の変化があったのか。

事： 平成24年の対象国と平成30年の対象国の入れ替わりは多く、特に注目すべきは、「台湾」が対象から外れたことである。

A： 台湾が対象ではなくなったのは、国とみなさないという認識からであるか。

事：そうではなく、単純にり患率が下がったため対象から外されたということである。

E： 国の入れ替わりが多いとの説明であったが、例えば昨年度は対象となっていた児童生徒が、基準が変わったことから今年度対象から外れたといった場合、どのように対応するお考えか。

事： 文部科学省の指示としては、そのような場合は、結核に関する専門的な医療機関等と相談しながら対応していくようにとのことであった。しばらくは過去の基準も踏まえて精密検査の対象とするなど対応をおこなう考えである。

閉会